平成２３年（フ）第１２８７号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目34番12号
破産者　株式会社オミック
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０７号
岡山市北区厚生町３丁目７番６―201号
破産者　江原　重子
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１号
愛媛県宇和島市寄松甲1264番地１
破産者　山本住建工業株式会社
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第６９号
山口県周南市大字栗屋848番地
破産者　被相続人俵和彦相続財産
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１５６６号
北海道沙流郡平取町字貫気別79番地２
破産者　大貫建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年２月17日まで
2　一般調査期日　平成24年４月17日午後３時30分
平成24年１月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５号
熊本県八代市岡町谷川1292番地
破産者　中村　貞行
1　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
2　一般調査期日　平成24年３月21日午後２時
平成24年１月19日　熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第６９５号
埼玉県川越市大字小堤418番地13
破産者　中村倭文男
1　破産債権の届出期間　平成24年２月29日まで
2　一般調査期日　平成24年４月11日午前11時
平成24年１月18日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６９６号
埼玉県川越市大字小堤418番地13
破産者　中村壽美子
1　破産債権の届出期間　平成24年２月29日まで
2　一般調査期日　平成24年４月11日午前11時
平成24年１月18日
さいたま地方裁判所川越支部

破産債権の特別調査期日

平成２２年（フ）第２４３号
静岡市清水区興津清見寺町92番地の６
破産者　市川　明子
特別調査期日　平成24年２月13日午前10時30分
平成24年１月19日
静岡地方裁判所民事第２部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第２３６０号
愛知県春日井市八幡町107番地の13
破産者　有限会社軽物流愛知
1　期日　平成24年４月24日午後１時15分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年１月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第６５５７号
大阪府東大阪市御厨東２丁目11番37号
破産者　小林　　悟
異議申述期間　平成24年３月８日まで
平成24年１月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７号
熊本県玉名市大浜町3205番地４
破産者　緒方　智美
異議申述期間　平成24年３月19日まで
平成24年１月19日　熊本地方裁判所玉名支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０９４号
東京都港区六本木５丁目18番２号ウィルウォーカーズ会計事務所内
清算株式会社　株式会社泊ホテル開発
代表清算人　石井　利明
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第３００１号
大阪府東大阪市四条町12番８号
清算株式会社　株式会社ロブテックスアンカーワークス
代表清算人　地引　俊爲
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１９号
金沢市神田１丁目31番１号イスルギビル３階
清算株式会社　株式会社神田
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
金沢地方裁判所

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
埼玉県上尾市上町１丁目９番12号
再生債務者　上尾興業株式会社
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年２月13日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年３月19日から平成24年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再）第３号
愛媛県宇和島市保田甲1023番地１
再生債務者　株式会社リッチ
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前11時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月２日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年３月30日から平成24年４月13日まで
松山地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１４号
愛知県江南市五明町天王12番地
再生債務者　髙比良　薫
1　決議に付する計画案　平成23年12月５日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年２月24日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年２月17日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年２月10日
平成24年１月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２２年（再）第４号
仙台市宮城野区扇町５丁目10番36号
再生債務者　株式会社モリヤ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年１月16日
仙台地方裁判所第４民事部